

農機レンタル重要事項説明書

I. 利用について

借受者（以下利用者という）と㈱ジェイエイサービス柏崎（以下弊社という）は弊社がレンタルする物件（以下レンタル機という）について、次のとおり重要事項を定め、利用者は当説明書に定める事項を遵守するものとします。当説明書に定めない事項については、法令によるものとします。

II. 申し込み

1. 申し込み

- (1) 利用者は弊社が定める農機レンタル利用申込書に必要事項を記入のうえ申し込みを行います。
- (2) 利用者の都合によるレンタル機の変更、レンタル期間の変更については該当レンタル機の申込状況を考慮のうえ弊社が判断するものとします。
- (3) 利用者の都合による申し込みの取り消しについては、弊社が定める農機レンタル料金表にもとづき利用者がキャンセル料を弊社へ支払うものとします。

2. レンタル機の貸出しの拒絶

弊社は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、レンタル機の貸出しを拒絶することができます。

- (1) 貸出したレンタル機の運転に必要な資格の免許を有していないとき。
- (2) 引き渡し時に利用者が酒気を帯びているとき。また、酒気帯び運転が予測されるとき。
- (3) 疾病、薬物の摂取等により、正常な運転操作が困難と判断されるとき。
- (4) 過去の貸出しについて、料金の支払いを滞納しているとき。
- (5) 過去の貸出しにおいて、Ⅲ. 4に掲げる事項に該当する行為があったとき。

3. レンタル期間

料金支払の対象となるレンタル期間は、申込書に記載された期間を原則とします。

Ⅲ. 貸出し・使用・返却

1. レンタル機の貸出し

弊社はレンタル機貸出し時に、利用者とともにレンタル機に異常がないことを確認し、これをもって正常な性能を具備しているものとみなし、貸出し開始とします。

2. 履行事項

- (1) 利用者は申し込みをしたレンタル機を弊社まで引き取り・返却することを原則とします。引き取り・返却は原則 8：30～17：00 とします。
また、利用者が引き取り・返却をできない場合は、弊社が利用者の指定する場所まで搬入・搬出を行います。搬入・搬出にかかる料金は弊社が定める料金表にもとづき利用者が弊社へ支払うものとします。
- (2) 利用者は善良なる管理者の注意をもってレンタル機を使用・保管し、常時正常な状態に維持管理します。
- (3) レンタル機の燃料、洗車に係る費用は、原則利用者の負担とします。
- (4) 利用者は弊社よりレンタル機を借り受ける際、弊社よりレンタル機の取扱・操作方法および運転方法について説明を受け、安全に使用します。
なお、利用者が借り受けるレンタル機の取扱・操作方法について習熟している場合も、書面をもって確認します。
- (5) 利用者は弊社へレンタル機を返却する際、通常の使用によって磨耗した箇所を除き、貸出し開始時の状態で返却するものとします。
また、利用者の洗車が不十分であると弊社が判断した場合、弊社が洗車を行い弊社が定める料金表にもとづき洗車料金を弊社が利用者へ請求し、利用者はこれを支払います。
- (6) 異常発生時（故障・破損・盗難等）には、利用者は遅滞なく弊社に連絡し、協議の上、代替機の提供またはレンタル料金の変更等の対応を決定します。

3. レンタル料金の請求および支払

Ⅱ. 3 で定めたレンタル料金の請求は、返却完了後に弊社から利用者への請求書をもっておこないます。

4. 禁止事項

利用者は次の各号に定める行為をしてはいけません。

- (1) レンタル機に、新たに装置・部品・付属品などを装備させること。または既に装備している物を取り外すこと。
- (2) レンタル機の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
- (3) レンタル機に表示された所有権の表示や標識を抹消したり取り外すこと。
- (4) レンタル機を法令に違反した使用や本来の用途以外に使用すること。
- (5) 取扱安全説明を受けていない者がレンタル機を使用すること。
- (6) 利用者が無断でレンタル期間を変更すること。
- (7) 賃借権を他に譲渡すること。

IV. 故障・事故の措置および補償

1. 損害賠償

- (1) 利用者が正常にレンタル機を使用していた場合に発生した不具合の修理・部品代金は弊社の負担とします。

利用者の故意、重大な過失による故障・破損時の修理にかかる費用は利用者の負担とします。修理不能の場合および盗難によりレンタル機が滅失した場合は、利用者は該当レンタル機と同等品を弊社に提供するか時価相当額を弊社に支払います。

- (2) レンタル機が、天災地変、その他弊社・利用者いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については弊社の責任において行います。
- (3) 利用者が第3者に対して人的・物的な損害を発生させた場合は利用者の責任において解決します。この時、IV. 3に定める補償制度が適用される場合があります。
- (4) レンタル機の故障による休業補償は行いません。

2. 事故処理

利用者はレンタル期間中に、レンタル機に係る人身事故、重大な事故が発生した場合、けが人の救護、弊社および警察への連絡など必要な措置を講じます。

3. レンタル総合補償制度

- (1) ナンバー付きのレンタル機については、車両保険に加入しています。
- (2) 警察及び弊社に届出のない事故、II. 2のいずれかに該当し発生した事故およびIV. 2の措置を怠った事故、その他この農機レンタル重要事項および法令に違反した場合については、補償制度による損害補填が受けられないことがあります。
- (3) 傷害保険および施設賠償責任保険の加入については利用者の任意とします。

V. 申込みの解除

1. 利用者が、III. 2に定める履行事項を履行していないと弊社が認めたときは、弊社は直ちに申し込みを解除し、利用者に対してレンタル機の返還を求めることができます。
2. 利用者の責に帰すべき事由によりレンタル機が滅失したときは、弊社は申し込みを解除し、損害賠償を求めることができます。
3. 料金の支払遅延等、取引の継続が困難と判断したときは、弊社は直ちに申し込みを解除し、レンタル機を引き揚げます。これに伴う費用は利用者の負担とします。

VI. 個人情報（秘密保持義務）

1. 弊社は本件業務遂行にあたって、知り得た個人情報を他に漏らしません。
2. 前項の規定は、本件業務終了後も存続するものとします。